平成２４年（フ）第１５４４号
愛知県春日井市勝川新町３丁目73番地１、従前の住所岐阜県恵那市大井町1622番地91
破産者　川上　政好
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２５号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山１番地19　宮津団地18棟102号
破産者　熊中　廣子
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１０号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目514番地　鳴海グランドハイツＢ棟303号
破産者　丸忠こと　戸川　幸蔵
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１４号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅１棟118号
破産者　野々山晴行
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０１６号
愛知県みよし市三好町夕田78番地　カーサベルデ206号
破産者　赤羽　光雄
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
三重県津市久居緑が丘町２丁目18番地４、前住所三重県伊賀市上野桑町1659番地
破産者　永井　紀子
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４０号
三重県伊賀市桐ケ丘３丁目87番地、前住所三重県伊賀市生琉里3127番地の２
破産者　大西　由起
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２４５号
兵庫県三田市志手原439番地24、開始決定時の住所兵庫県三田市ゆりのき台３丁目25番地１　１棟508号
破産者　中村　信行
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０９号
神戸市東灘区魚崎南町５丁目９番19号
破産者　村岡佐津子
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１２号
広島市安佐北区口田１丁目22番１―502号
破産者　小柳　利和
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４５号
広島県東広島市西条中央８丁目４番33―208号　蔵田マンションⅡ
破産者　河岡　俊則
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３３号
北海道名寄市西４条南10丁目16番地３　ｃｏｃｏｎａｔｓｕ102
破産者　潮田　干城
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５６号
青森県八戸市大字根城字西ノ沢30番地47
破産者　清水頭道弘
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
青森県八戸市大字湊町字大沢27番地８
破産者　古川　君子
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
秋田市仁井田目長田１丁目16番７号アーバンティ翡翠201
破産者　野村　忠幸
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９号
山形市蔵王成沢880番地65
破産者　加藤さおり（旧姓鑓水）
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
山形県米沢市万世町片子214番地の１　片子ビューハイツＢ―102号室
破産者　香田　幸一
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１９２号
千葉県旭市後草2215番地　西町貸家５号
破産者　鵜之澤啓一
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５４４号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目39番39―102号　ライオンズマンション南林間第２、開始決定時の住所神奈川県大和市柳橋２丁目６番地24
破産者　大門　　洋
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部